



## 厚木市犯罪被害者等支援について

誰もがある日突然犯罪等に巻き込まれ、被害者やその家族、遺族になり得る恐れがあります。犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失うなどの直接的な被害に加え、精神的な苦痛や身体の不調等の被害にも苦しめられます。

本市では、被害に遭われた方に寄り添い、きめ細かな支援を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性の理解を深めるため、令和7年4月1日から「犯罪被害者等支援条例」を施行し、条例に基づく支援を行っています。

### 【厚木市犯罪被害者等支援条例】

#### ●基本理念（3条）

- ・ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、関係機関が連携及び協力して支援を推進し、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行います。
- ・ 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害しないようにするとともに、二次被害及び再被害の防止に配慮して支援を行います。

#### ●責務（4条～6条）

##### 【市の責務】

- ・ 基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し実施します。

##### 【市民の責務】基本理念にのっとり、次の点について努めるものとします。

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させない
- ・ 市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力する

##### 【事業者の責務】基本理念にのっとり、次の点について努めるものとします。

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害及び再被害を生じさせないように配慮する
- ・ 市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力する
- ・ 就労及び勤務について十分配慮するとともに必要な支援を行う

## ●支援内容●

### 経済的支援

#### 【遺族支援金】

犯罪被害により亡くなられた方の遺族に支給します。  
(支給額：30万円)

#### 【重傷病支援金】

犯罪被害により重傷病を負われた方に支給します。  
(支給額：10万円又は5万円)

#### 【性犯罪被害支援金】

性犯罪被害に遭われた方に支給します。  
(支給額：10万円又は5万円)

### 日常生活支援

各種サービスを利用した場合の費用を助成します。

#### 【家事等サービス】

日常生活を営むことに支障がある場合  
(1回当たり4,000円、上限60時間まで)

#### 【一時保育(預かり)サービス】

家庭での保育又は監護が困難な場合  
(就学前の子：3,000円10回まで)  
(就学中の子：7,200円10回まで)

#### 【配食サービス】

食事を用意することに支障が生じている場合  
(1人1回1,000円、30回まで)

### 住居支援

#### 【転居費用の助成】

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった場合等の転居費用の助成  
(支給額：上限20万円)

#### 【緊急避難場所の提供】

県の緊急避難場所の提供(3泊)を受けている方の延泊(2泊)を実施します。

### 相談支援

#### 【法律相談】

犯罪被害により直面している様々な問題に関し、犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を実施します。(60分2回まで)

#### 【カウンセリング】

犯罪被害により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるようカウンセリングを実施します。(60分10回まで)

#### 【※注意事項】

- ※ これらの支援は、厚木市犯罪被害者等支援条例が施行された日(令和7年4月1日)以降に発生した、犯罪被害を対象とします。
- ※ 被害について警察に申告があったものが対象となります。
- ※ 支援内容ごとに、対象者、申請の期限等の要件があります。また、支援を受けるに当たって事前相談が必要になります。

### 総合的対応窓口

犯罪被害者等が抱えている様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関への連絡調整等を行います。

厚木市 市民交流部 くらし交通安全課内  
TEL：046-225-2344  
FAX：046-221-0260  
Mail:3400@city.atsugi.kanagawa.jp